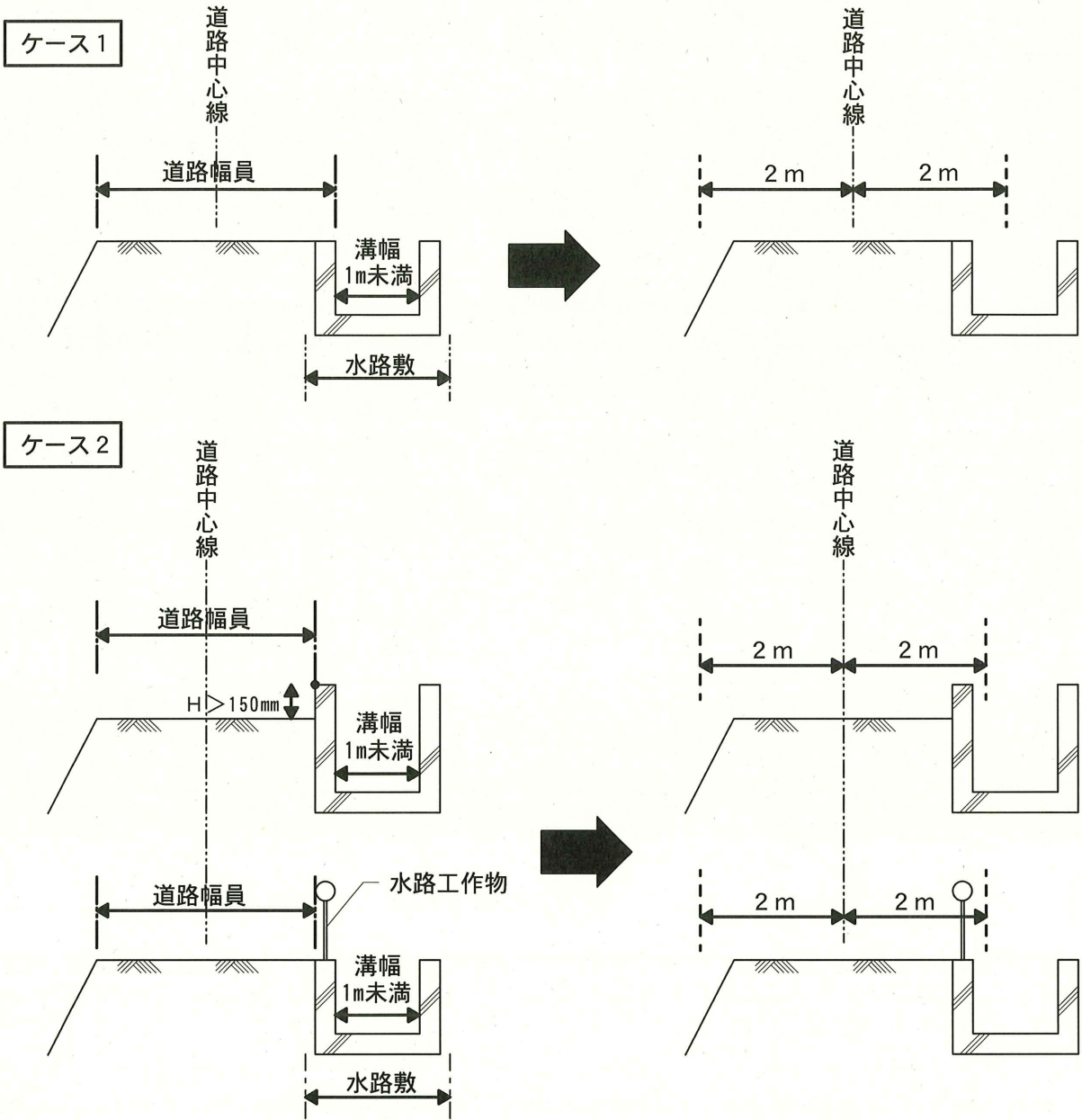


事項	建築基準法第42条第2項道路の後退方法①	関係	法第42条
H042-02	コンクリート造水路で溝幅が1m未満の場合	条文等	



※水路とは、国や地方公共団体等が所有・管理している公有財産で、複数の田畑や雨水排水に利用するものをいう。

〔考え方・解説〕

ケース1 対側から水路肩までを道路幅員とする。

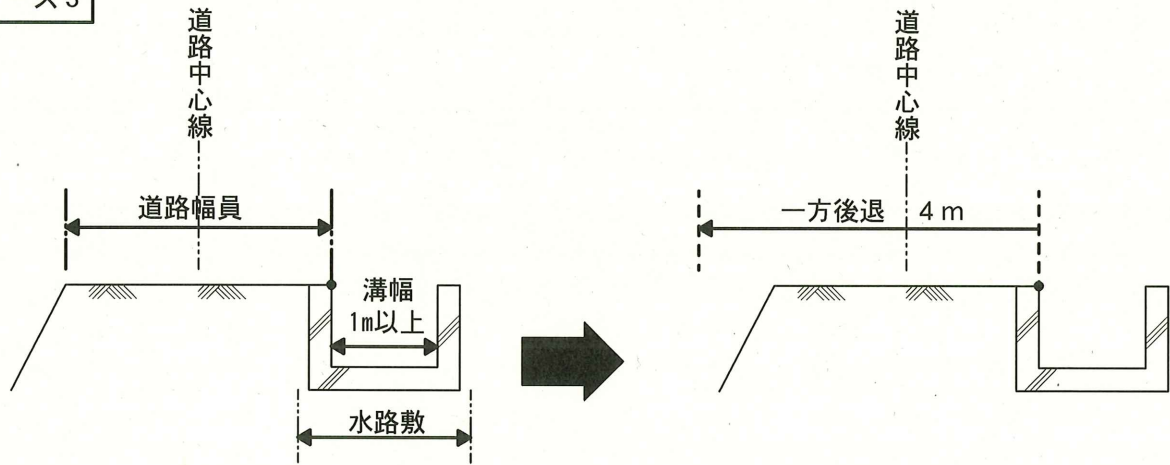
ケース2 水路の高さが道路地盤面より150mmを超えて高い場合、または手摺等の水路工作物が設置されている場合は、それらの部分は道路幅員に含めない。

※ 水路が認定道路幅員に含まれ、かつ道路管理者が管理している場合は道路幅員に含めることができる。

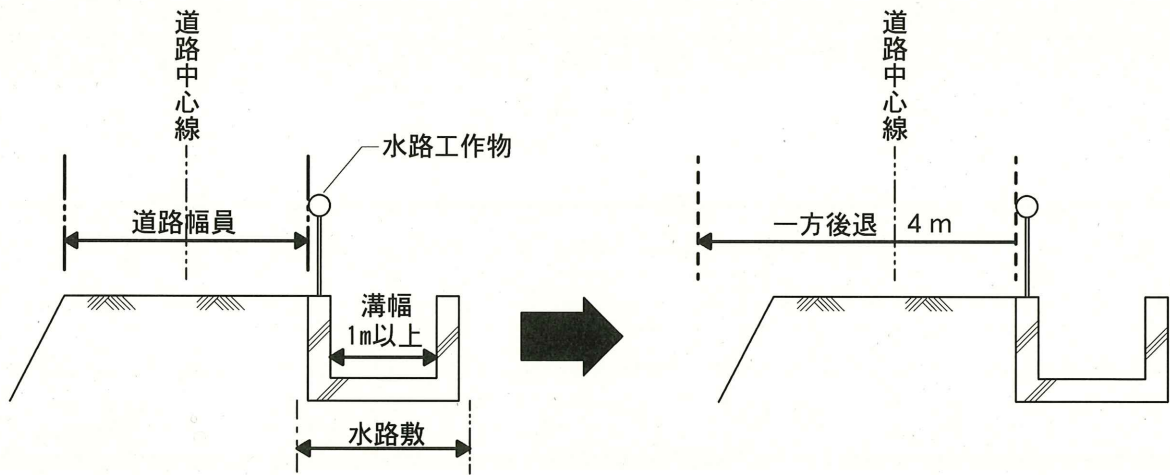
〔備考〕 指定道路図の道路判定調査などにより、後退方法が異なる場合がある。
(関連告示等)

事項	建築基準法第42条第2項道路の後退方法②	関係	法42条
H042-02	コンクリート造水路で溝幅が1 m以上の場合	条文等	

ケース3



ケース4



〔考え方・解説〕

ケース3 水路肩から一方後退とする。

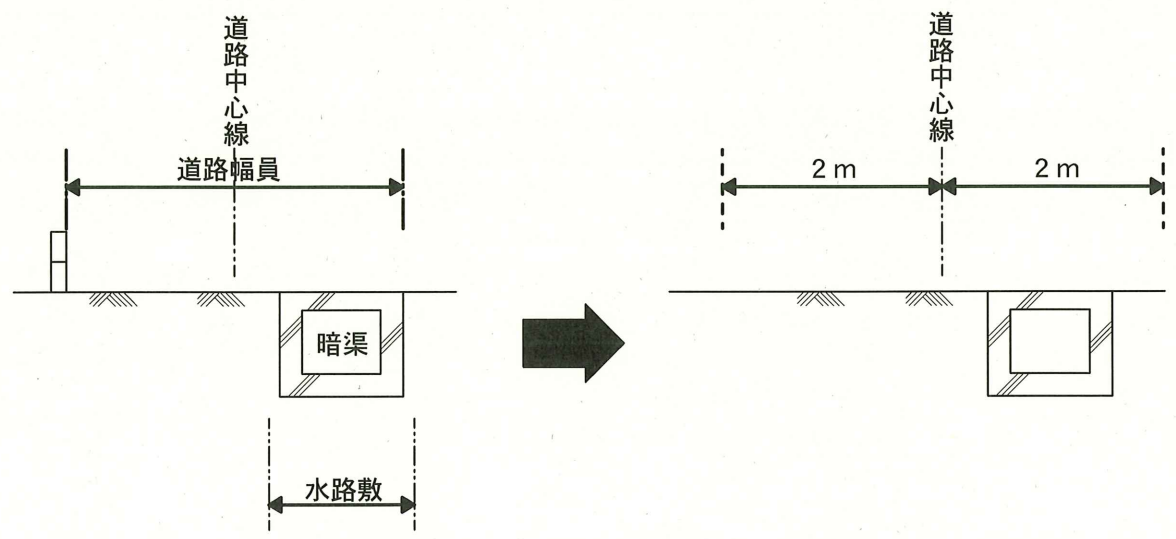
ケース4 水路工作物端部から一方後退とする。

※ 道路幅員の取り方は、ケース1・2と同じ。

〔備考〕 指定道路図の道路判定調査などにより、後退方法が異なる場合がある。
(関連告示等)

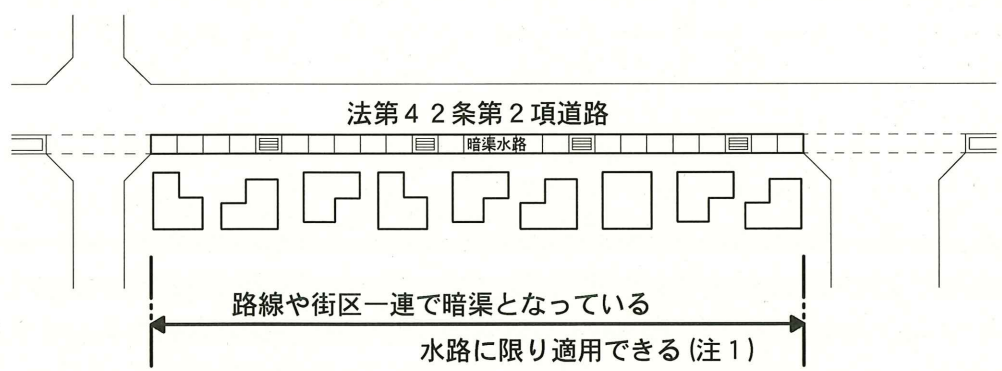
事 項	建築基準法第42条第2項道路の後退方法③	関 係	法42条
H042-02	水路が暗渠の場合	条文等	

ケース5



〔考え方・解説〕

ケース5



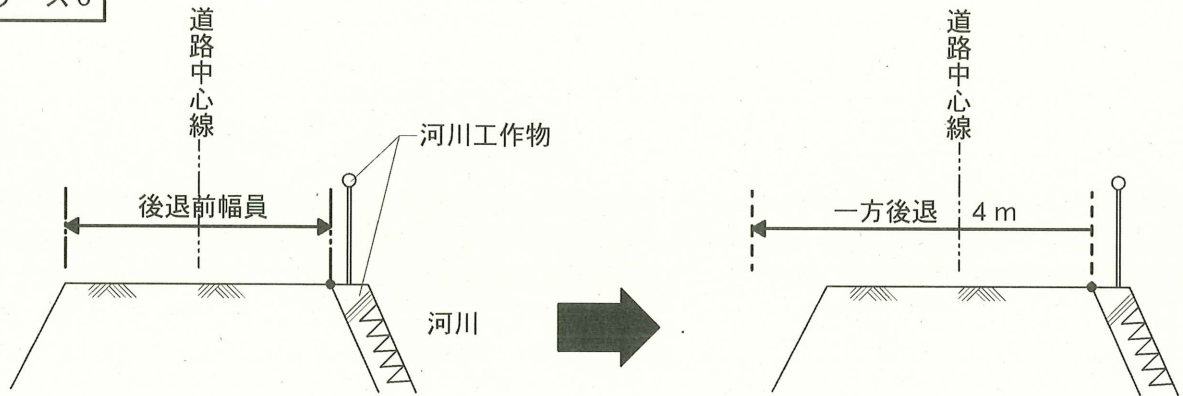
(注1) 路線や街区の一部のみが暗渠となっている水路は原則ケース1・3を適用する。

※ 道路管理者が管理し認定道路幅員に含まれる水路は、上図にかかわらず道路幅員に含めることができる。

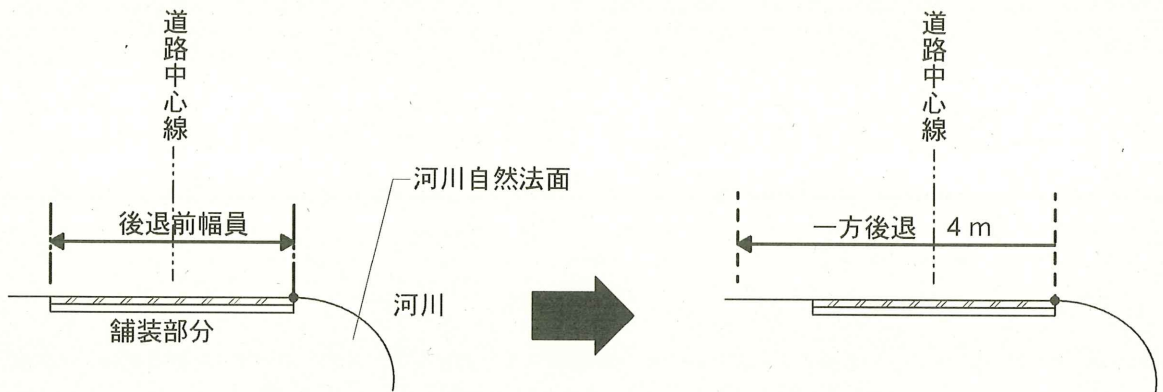
〔備考〕
(関連告示等) 指定道路図の道路判定調査などにより、後退方法が異なる場合がある。

事項	建築基準法第42条第2項道路の後退方法④	関係 条文等	法第42条
042-04	河川・線路等の場合		

ケース6



ケース7



〔考え方・解説〕

ケース6 後退前幅員に河川工作物は含めず、当該工作物端部から一方後退とする。

ケース7 河川境界が明確でない場合は、舗装部分を道路幅員とし当該舗装端部から一方後退とする。

〔備考〕 指定道路図の道路判定調査などにより、後退方法が異なる場合がある。
(関連告示等)